

幕別町職員の懲戒処分について

「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に基づき、次のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

事案の概要	<p>被処分者は、自らが担当する令和7年度の業務において、2件の公金処理（うち1件は5年度、6年度及び7年度分）と9件の事務処理を遅延するなど、いずれも不適正な事務処理を行った。</p> <p>この事案の、「不適正な事務処理」については、地方公務員法第32条に規定する「法令等に従う義務」と、同法第35条に規定する「職務専念義務」を怠った非違行為である。</p> <p>よって、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく、職務上の義務に違反した場合に該当するものである。</p>
懲戒処分の量定	減給（給料の10分の1を2か月減ずる）
懲戒処分年月日	令和8年6月17日
被処分者の職位及び年代	課長職 50歳代